

基議厚産第315号
令和7年2月28日

基山町議会
議長 重松 一徳 様

厚生産業常任委員会
委員長 大久保 由美子

所管事務調査報告書

本委員会は、所管事務の調査を終了したので、その結果を報告します。

記

1 調査事項並びに調査期日

- (1) 森林環境譲与税の活用について 令和7年1月30日(木)
(概要説明及び現地視察)

2 調査結果

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の公益的機能の発揮、パリ協定の枠組みにおける温室効果ガス削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備等に必要な地方財源の安定確保を目的として、平成31年3月に創設された。

基山町の森林環境譲与税については、譲与基準である私有林人工林面積55%、林業就業者数20%、人口25%の割合で譲与されている。基山町は、総面積の約43%(952ha)が山林であり、令和元年度から令和5年度までに16,918千円が譲与された。それを基金に積立し、今までに2,870千円を支出している。これまでの支出としては、所有者意向調査、森林調査業務委託料、地域林政アドバイザー業務委託料、木工教室事業、林業の担い手育成業務委託料等に利用されているとの説明を受けた。

現地では、今年度整備を行う予定の森林(町道うそん谷線周辺)及び過去に森林経営計画で整備をした森林(林道九千部山横断線の入り口付近)の視察を行った。

今年度事業予定の森林は、災害発生時に被害が想定される道路沿いの生活圏

に近い場所で、手入れが行き届いていない森林の整備となっているが、多くの町民が納得できる使い方をすべきではないかと質したところ、森林環境譲与税は目的税であるため、用途が限られており、全国的に見ても間伐等の森林整備や木材利用・普及啓発、人材の育成・担い手の確保に使われているとの説明を受けた。

当委員会としては、森林も、農地や空家と同じく所有者による管理が必要なため、所有者不明になる前に手を打つべきである。また、子育ての現場や学校教育の中で、森林の重要性について教育や町内産の木材を使った加工品等に実際に触れるなどの取組をするように提案した。